令和８年１１月

射水市議会臨時会議案

（議 員 提 出 議 案）

目　　次

議員提出議案第２号　　射水市議会委員会条例の一部改正について

議員提出議案第２号

射水市議会委員会条例の一部改正について

射水市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日　提　　出

提出者　射水市議会議員　吉野　省三

〃　　加治　宏規

〃　　上野　　進

〃　　大垣　友和

〃　　西尾　　哲

〃　　中村　文隆

〃　　山崎　晋次

〃　　奈田　安弘

射水市条例第　　号

射水市議会委員会条例の一部を改正する条例

射水市議会委員会条例（平成１７年射水市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「８人」を「６人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。